別表六の二（二十六）　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における各連結法人の個別給与控除額の計算に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

措法第68条の15の6第1項の規定の適用を受ける場合

各連結法人の調整雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十四）付表「2」の合計）	1	円	個別控除対象調整数の計算	対象移転型新規雇用者総数 （別表六の二（十七）付表一「14」と「22」のうち少ない数）	9	人
当期の終了の日における各連結法人の雇用者の数の合計 （各連結法人の別表六の二（十七）付表一「1」の合計）	2	人		個別移転型特定新規雇用者数等の合計 （別表六の二（十七）付表一「18」＋「24」）	10	
特定新規雇用者基礎数等の合計 （別表六の二（十七）「10」＋「14」）又は（別表六の二（十七）「30」）	3			個別控除対象調整数 (9)－(10) （マイナスの場合は０）	11	
控除対象調整数の計算 対象移転型新規雇用者総数の合計 （各連結法人の別表六の二（十七）付表一「14」と「22」のうち少ない数の合計）	4			個別控除対象者数 （((8)＋(11))と別表六の二（十七）付表一「13」のうち少ない数） （マイナスの場合は０）	12	
対象移転型特定新規雇用者数等の合計 （別表六の二（十七）「12」＋「16」）又は（別表六の二（十七）「32」）	5			個別控除対象者数の合計 （各連結法人の(12)の合計）	13	
控除対象調整数 (4)－(5) （マイナスの場合は０）	6			雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(1)}{(2)}\times(7)\times\frac{(12)}{(13)}$	14	円
控除対象者数の合計 （((3)＋(6))と別表六の二（十七）「3」のうち少ない数）	7			雇用者給与等支給増加重複控除額 $(14)\times\frac{20}{100}$	15	
個別特定新規雇用者数等の合計 （別表六の二（十七）付表一「16」＋「23」）	8			個別給与控除額 （別表六の二（二十四）付表「5」と(15)のうち少ない金額） （マイナスの場合は０）	16	

措法第68条の15の6第2項の規定の適用を受ける場合

各連結法人の調整雇用者給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（二十五）付表「12」の合計）	17	円	個別控除対象調整数の計算	移転型地方事業所基準雇用者数 （別表六の二（十七）付表一「14」）	25	人
当期の終了の日における各連結法人の雇用者の数の合計 （各連結法人の別表六の二（十七）付表一「1」の合計）	18	人		個別移転型特定新規雇用者数等の合計 （別表六の二（十七）付表一「18」＋「24」＋「27」）	26	
特定新規雇用者基礎数等の合計 （別表六の二（十七）「10」＋「14」＋「20」）又は（別表六の二（十七）「30」＋「35」）	19			個別控除対象調整数 (25)－(26) （マイナスの場合は０）	27	
控除対象調整数の計算 移転型地方事業所基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十七）付表一「14」の合計）	20			個別控除対象者数 （((24)＋(27))と別表六の二（十七）付表一「13」のうち少ない数） （マイナスの場合は０）	28	
対象移転型特定新規雇用者数等の合計 （別表六の二（十七）「12」＋「16」＋「22」）又は（別表六の二（十七）「32」＋「37」）	21			個別控除対象者数の合計 （各連結法人の(28)の合計）	29	
控除対象調整数 (20)－(21) （マイナスの場合は０）	22			雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(17)}{(18)}\times(23)\times\frac{(28)}{(29)}$	30	円
控除対象者数の合計 （((19)＋(22))と別表六の二（十七）「3」のうち少ない数）	23			雇用者給与等支給増加重複控除額 $(30)\times\frac{20}{100}$	31	
個別特定新規雇用者数等の合計 （別表六の二（十七）付表一「16」＋「23」＋「26」）	24			個別給与控除額 （別表六の二（二十五）付表「4」と(31)のうち少ない金額） （マイナスの場合は０）	32	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）